

声 明

本日、茨城県人事委員会は、本年の公民較差に基づき、月例給を9,869円（2.62%）、一時金を0.10月分引き上げる給与に関する報告及び勧告を行った。

2024年人事委員会勧告にあたって茨城県地方公務員労働組合共闘会議（地公労）は、新興感染症対応や頻発する自然災害への対応をはじめ、良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも必要な人員と賃金労働条件が確保されなければならないとして、公平・公正で客観的な公民較差に基づく給与勧告を人事委員会に求め、申入書を提出するとともに交渉を積み上げてきた。

本年の給与等に関する報告及び勧告において、月例給については、初任給と若年層からおおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつも全職員について引き上げることとされた。また、一時金については、0.10月分の引き上げとなり、3年連続、33年ぶりとなる高水準のベースアップとなったことは、この間の交渉の到達点として受け止める。

しかしながら、若年層と中高年層の改定率に極めて大きな格差があることについては不満が残るものである。また、物価高騰のもと2年以上にわたって実質賃金の前年比マイナスが続いている現状もあり、困窮する職員の生活改善に及ばない不十分なものである。長時間労働が常態化している学校はもとより、この間、新興感染症対策をはじめ大規模自然災害対策や特定家畜伝染病防疫などで奮闘する職員の労苦に応えるべきであることを踏まえれば、到底納得できるものではない。

職員の給与等に関する報告及び勧告では、多様で有為な人材の確保や、柔軟な働き方の対応として通勤手当の支給限度額の引上げ、再任用職員に対する住居手当等の支給、仕事と生活の両立支援を図るための環境整備等、現時点の考え方や方向性が示された。

また、長時間労働の是正について言及されているものの、わたしたちが訴えてきた超過勤務に関する「上限規制超え」や人的配置等に関して、多くの課題が残されていることから、人材確保にもマイナスの影響が出ている。業務量の削減、厳正な勤務時間管理、管理者の意識改革及び業務量に見合った人員確保のための取り組みの具体化のために人事委員会として精力的に対応することを求める。

地公労は、茨城県の地方公務員がより質の高い公共サービスを提供し続けるためにも、県当局に賃金水準の維持・改善はもとより、労働時間の短縮やハラスメント防止対策、仕事と家庭生活の両立支援対策など多岐にわたる労働条件の改善に向けて県当局との交渉を強化し、組織の総力を結集して取り組みを進める決意である。

2024年10月8日

地公労事務局長 豊田 龍彦(茨城県教職員組合書記長)

TEL : 029-301-0221 FAX : 029-301-0219

メール : toyota@ibatu.or.jp

茨城県地方公務員労働組合共闘会議